

旭市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、旭市水道事業給水条例（平成17年旭市条例第154号。以下「条例」という。）第39条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の承認申請)

第2条 条例第4条第1項の承認を受けようとする者は、旭市給水装置工事承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 給水装置の新設、増設又は改造に伴って受水槽を設置しようとする者は、前項の申請書にその設計に関する参考図書を添付しなければならない。

(給水装置工事の中止)

第3条 条例第4条第1項の規定により給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したときは、直ちに旭市給水装置工事中止届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(分岐引用者への通知)

第4条 分岐引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し、又は撤去しようとするときは、分岐引用者に通知しなければならない。

(給水装置の構成及び附属用具)

第5条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成する。

2 給水装置には、量水器及び量水器箱その他の附属用具を備えなければならない。

(給水管径の決定)

第6条 給水管の口径は、給水装置の所要水量及び給水栓の同時使用率その他の事情を考慮して定めなければならない。

(工事検査)

第7条 条例第7条の規定により給水装置工事の工事検査を受けようとする者は、工事完成後直ちに旭市給水装置工事検査申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(給水契約の申込み)

第8条 条例第15条の規定による申込みをしようとする者は、旭市給水契約申込書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（量水器の設置）

第9条 条例第17条第1項に規定する量水器は、一の建築物につき1個設置するものとする。ただし、当該建築物が構造上2以上の部分に区分されており、独立して住居、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合であって、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、当該給水装置ごとに量水器を設置することができる。

第10条 条例第17条第2項に規定する位置は、次の各号に掲げる要件を満たすものとし、量水器は、当該位置に水平に設置しなければならない。

- (1) 量水器の点検を容易に行うこと。
- (2) 常に乾燥していること。
- (3) 量水器を損傷するおそれがないこと。

（量水器の管理）

第11条 量水器の周辺には、点検又は修繕に支障を来すような物件又は工作物を設置してはならない。

2 物件又は工作物の設置により量水器の点検又は修繕が著しく困難である場合は、市長は当該量水器の位置を変更することができる。

（量水器の点検）

第12条 市長は、量水器を点検したときは、その都度旭市使用水量のお知らせ（第5号様式）により使用水量を給水を受ける者に通知する。

（受水槽に接続する装置）

第13条 条例第17条第3項の規定により市の量水器を設置する受水槽に接続する装置に係る工事（修繕を除く。）は、原則として指定給水装置工事事業者が施行するものとする。

2 前項に規定する工事の設計又は施工方法については、市長が別に定める。

（私設消火栓の使用）

第14条 条例第20条第1項に規定する消防演習の時間は、10分を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

2 消火栓使用後の封かんは、市長が行う。

(給水装置等の検査の請求)

第15条 条例第22条第1項の規定により給水装置の検査又は供給される水の水質検査の請求をしようとする者は、旭市給水装置（水質）検査請求書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 条例第22条第2項に規定する特別の費用を要するときは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 給水装置の機能の検査について、特に材料の使用を必要とするとき。
- (2) 水質の検査について、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通常の検査以外で特別の費用を要するとき。

(給水申込納付金に係る給水管の口径)

第16条 条例第31条第3項の規定により給水申込納付金の額を算定する場合において、当該給水装置が異なる口径の給水管で構成されているときは、条例別表第3左欄に掲げる使用する給水管の口径の適用は、当該給水装置に設置する量水器の口径と等しい口径とする。

(料金、手数料又は納付金の減免申請)

第17条 条例第32条に規定する料金等の減免を申請しようとする者は、旭市水道料金等減免申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(給水装置の確認申請)

第18条 条例第34条第3項に規定する給水装置の確認を受けようとする者は、旭市給水装置確認申請書（第8号様式）及び旭市給水装置工事承認申請書を市長に提出しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第19条 条例第38条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する管理基準に準じて管理すること。

- (2) 前号の管理に関し、毎年1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(届出の様式)

第20条 次の各号に掲げる届出の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第16条第1項の届出 旭市給水装置管理人選任届（第9号様式）
- (2) 条例第19条第1号の届出 旭市給水契約解除届（第10号様式）
- (3) 条例第19条第2号の届出 旭市水道用途変更届（第11号様式）
- (4) 条例第19条第3号の届出 旭市私設消火栓消防演習使用届（第12号様式）
- (5) 条例第19条第4号の届出 旭市消防用水道使用届（第13号様式）
- (6) 条例第19条第5号の届出 旭市水道使用者氏名（住所）変更届（第14号様式）
- (7) 条例第19条第6号に規定する管理人の変更に係る届出 旭市給水装置管理人変更届（第15号様式）
- (8) 条例第19条第6号に規定する給水装置の所有者の変更に係る届出 旭市給水装置所有者変更届（第16号様式）

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公示の日から施行する。
(旭市水道事業給水条例施行規程の廃止)
- 2 旭市水道事業給水条例施行規程（平成17年旭市水道事業管理規程第12号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規程の施行の日の前日までに、この規程による廃止前の旭市水道事業給水条例施行規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお効力を有する。